

○ 財務省告示第 169 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 6 年 5 月 14 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 28 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 21 回	300,000,000 円	102.98 円
〃	第 22 回	2,500,000,000 円	104.44 円
〃	第 22 回	2,000,000,000 円	104.49 円
〃	第 22 回	300,000,000 円	104.67 円
〃	第 22 回	500,000,000 円	104.75 円
〃	第 23 回	5,000,000,000 円	104.99 円
〃	第 23 回	4,100,000,000 円	105.04 円
〃	第 24 回	300,000,000 円	105.56 円
〃	第 28 回	5,100,000,000 円	106.19 円
合 計		20,100,000,000 円	